

令和2年度から 国民健康保険税率(額)が改定されます

宮崎市では、国保制度改正が行われた平成30年度に国民健康保険税率(額)の引き下げを行いました。しかしながら、令和元年度、さらに令和2年度にかけて県から示された国民健康保険事業費納付金が大幅な増額となり、今後の本市の国保財政状況、収支の均衡を図るために国民健康保険税率(額)を改定することになりました。

県から提示された令和2年度の標準保険税率を参考として、被保険者の急激な負担増を抑制するため、保有している運営基金を活用して、本市のこれまでの課税方法等に合わせて調整を行いました。さらに、県から提示された額より均等割額・平等割額を引き下げ、主に所得が少ない世帯への配慮を行いました。

◆国民健康保険税の改正内容

区 分		平成 31 年度 (改正前①)	令和 2 年度 (改正後②)	増減(②-①)	
全被保険者	医療保険分	所得割率	7.4 %	8.7 %	1.3 %
		均等割額	23,500 円	27,000 円	3,500 円
		平等割額	16,600 円	19,800 円	3,200 円
	医療保険分課税限度額		61 万円	63 万円	2 万円
	後期高齢者 支援金分	所得割率	3.0 %	3.0 %	0 %
		均等割額	9,200 円	9,100 円	△100 円
		平等割額	6,500 円	6,600 円	100 円
後期高齢者支援金分課税限度額		19 万円	19 万円	0 円	
40 歳～65 歳 未満の方のみ 対象	介護納付金分	所得割率	2.3 %	2.2 %	0.1 %
		均等割額	9,300 円	9,100 円	△200 円
		平等割額	4,800 円	5,000 円	200 円
	介護納付金分課税限度額		16 万円	17 万円	1 万円
合 計	所得割率	12.7 %	13.9 %	1.2 %	
	均等割額	42,000 円	45,200 円	3,200 円	
	平等割額	27,900 円	31,400 円	3,500 円	
課税限度額計		96 万円	99 万円	3 万円	

〈改正点〉

〈用語説明〉

- 所得割額…世帯の所得に応じて計算〈課税所得額(前年の総所得金額等－基礎控除 33 万円)×税率〉
- 均等割額…世帯の加入者に応じて計算〈加入者数×均等割額〉
- 平等割額…1 世帯につき計算〈1 世帯×平等割額〉
- 課税限度額…1 世帯における国民健康保険税の上限の額

$$\text{国民健康保険税} = \text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{平等割額}$$

「令和2年度 国民健康保険税納税通知書」について

- 6 月中旬に被保険者世帯へ発送します。必ず内容をご確認ください。